

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会会費規程

(総則)

第1条 この規程は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）
規約第7条により、会費に関する必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会費は年会費制とし、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 個人・企業 | 10,000 円 |
| (2) 会員数 10 人未満の団体 | 25,000 円 |
| (3) 会員数 10 人以上の団体 | 50,000 円 |
| (4) 県及び市町 | 50,000 円 |

2 会費は、一括前払いとする。

3 年度途中で入会した会員の会費は、第1項に規定する額とする。

(加入期間)

第3条 会員の加入期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、会員より退会の申し出が無い限り、毎年度自動的に会員として継続するものとする。

2 協議会の設立当初の加入期間は、前項の規定にかかわらず、入会の日から平成27年3月31日までとする。

附則

1 この規程は、平成26年3月20日から施行する。